

新型コロナウイルスワクチン接種における勤務等の取扱いについて

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」「お客さまが安心して当行を利用できる環境整備」「当行で働く職員の健康管理」の3つの観点から、新型コロナウイルスワクチン接種における職員の勤務等の取扱いについて、下記の通り対応することといたしましたので、お知らせいたします。

当行では、新型コロナウイルス感染症対策の徹底による、安定的な金融仲介機能の発揮を通じて、今後とも地域経済の発展に取り組んでまいります。

記

1. 職員の勤務等の取扱い

(1) 対象者

すべての職員（行員、パートタイマー等当行と直接雇用関係にある者）

(2) 対象期間

2021年6月4日（金） ～ 2022年2月28日（月）

(3) 勤務等の取扱い

A. 職員が就業時間中にワクチンを接種する場合、その時間を勤務扱いとします。

B. 職員の希望により、1回のワクチン接種につき1日（接種する日、または接種した日の翌日）の特別休暇（※）を取得することができます。

※特別休暇：通常の年次有給休暇とは別枠の有給休暇

2. 関連するSDGs



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明しました。

以上

